

令和6年8月27日

課名	岡山県美作県民局 地域政策部環境課
担当	杉田、杉本
電話	0868-23-1243(直通)

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 岡山県真庭市惣259番地1
(2) 名称 L U F T株式会社 代表取締役 丸山 佳久

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和6年8月21日

4 処分理由

被処分者は、令和6年7月9日、岡山地方裁判所津山支部から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300231744号）

- (1) 許可年月日 令和4年12月14日（新規）
(2) 許可の有効年月日 令和9年12月13日
(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。） 以上15種類

令和6年8月27日

課名	岡山県美作県民局 地域政策部環境課
担当	杉田、杉本
電話	0868-23-1243(直通)

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を実施しました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理業者に対する行政処分を次のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 住所 兵庫県加西市三口町西角796番地の1
(2) 名称 隆盛建材株式会社 代表取締役 松葉 明隆

2 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

令和6年8月21日

4 処分理由

被処分者は、令和6年6月11日付けで兵庫県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受け、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ホに該当した。

このことにより、法第14条の3の2第1項第4号の産業廃棄物処理業の許可の取消事由に該当するに至ったため。

5 許可の状況

産業廃棄物収集運搬業（許可番号 第03300073986号）

- (1) 許可年月日 令和6年5月24日（新規）
(2) 許可の有効年月日 令和11年5月23日
(3) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上、自動車等破砕物を除く。）、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上9種類